

# ○事務官等の採用時身体検査の基準等について（通達）

昭和 39 年 11 月 20 日

海幕衛第 6616 号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

改正 平成 11 年 4 月 26 日 海幕衛第 1900 号〔第 1 次改正〕

平成 19 年 1 月 9 日 海幕衛第 83 号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律制定に伴う関連通達の一部変更について（通達）第 2 項による改正〕

## 事務官等の採用時身体検査の基準等について（通達）

標記について、別紙のとおり定める。

なお、海幕総衛第 49 号（31. 6. 15）は廃止する。

添付書類：別紙

別 紙

### 事務官等の採用時身体検査実施要領

#### 1 趣 旨

この実施要領は、防衛省公告により防衛省が統一して実施する採用試験以外の事務官等の採用試験の場合の身体検査の実施について、必要な事項を定める。

#### 2 身体検査の担当者

- （1）身体検査判定官は、事務官等の募集及び採用試験等の業務を行なう部隊等の長（以下「採用業務担当部隊等の長」という。）の指定する医師である隊員とする。
- （2）身体検査判定官は、医師又は歯科医師である隊員とする。ただし、医師又は歯科医師である隊員がない場合には、隊員以外の医師又は歯科医師に委嘱して実施することができる。

#### 3 身体検査の項目

身体検査の実施項目は、付表第 1 のとおりとする。

#### 4 身体検査の特例

- （1）泌尿生殖器の検査は、医師が必要と認める場合にのみ実施する。ただし、この場合の検査は、部外の医療機関又は保健所の医師の診断書をもつて代えることができる。
- （2）女子に対する検尿は、医師が必要と認める場合にのみ実施する。
- （3）血圧測定は、40 歳未満の者については、特に必要と認める場合にのみ実施する。
- （4）身体検査合格者で、採用期日等の変更等により身体検査を実施したのち、3 か月を越えて採用する場合には、任命に先だつて胸部エックス線間接撮影及びその他医師が必要と認める検査を実施しなければならない。

## 5 身体検査の合格基準

身体検査の合格基準は、付表第2のとおりとする。

## 6 身体検査合格基準の特例

- (1) 採用業務担当部隊等の長は、次の事項の一に該当する場合には、海上幕僚長の指示又は承認により付表第2の基準の一部を変更して実施することができる。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき事務官等を採用しようとする場合

イ 余人をもつて代えることができない職務を担当する事務官等を採用しようとする場合

## 7 身体検査の記録

- (1) 身体検査の結果は、すべて身体検査表に記入しなければならない。
- (2) 身体検査表は、海上自衛隊採用時身体検査表（海衛第124号様式）を使用する。
- (3) 採用された事務官等の当該身体検査表は、海上自衛隊の隊員の身体歴に関する達（昭和39年海上自衛隊達第50号）の規定により身体歴につづり保管しなければならない。

### 別表第1

身 体 検 査 実 施 項 目

項 目	適 用
1 身 長	
2 体 重	
3 胸 囲	
4 肺 活 量	
5 関 節 運 動	女子については衣服着用のまま実施する。
6 聴 力	聴力計又は秒時計による検査のいずれかを実施する。
7 視 力	
8 色 覚	
9 視 器	
10 聴 器	
11 鼻 ・ 咽 喉	
12 口 腔 ・ 歯 牙	
13 胸部・腹部・内臓	胸部検査については、全員エックス線間接撮影を実施する。
14 脊柱及びその他の骨格	
15 皮 膚	
16 血 圧 測 定	40歳未満の者については、特に必要と認める場合にのみ実施する。
17 検 尿	尿蛋白及び尿糖の定性検査を実施する。
18 血 液 検 査	ガラス板法により梅毒検査を実施する。
19 そ の 他 の 検 査	特に必要と認める場合に実施する。

別表第2

項 目		合 格 基 準				摘 要
区分		A 合 格		B 合 格		
身 長	年齢	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	身長、体重及び胸囲は、合格・不合格の絶対的基準とはせず総合判定の資料とする。
	男	155cm以上	150cm以上	150cm以上	145cm以上	
女	150cm以上	145cm以上	145cm以上	140cm以上		
体 重	男	50kg以上	48kg以上	45kg以上	42kg以上	
	女	45kg以上	43kg以上	40kg以上	39kg以上	
胸 囲 (年齢区分に 関係なし)	身長	145cm～169cmの場合	170cm以上の場合	140cm～169cmの場合	170cm以上の場合	
	男	身長の1/2以上	身長の1/2より4cm以内不足	身長1/2より4cm以内不足	身長1/2より8cm以内不足	
	女	身長1/2より3cm以内不足	身長1/2より5cm以内不足	身長1/2より7cm以内不足	身長1/2より9cm以内不足	
	身長	145cm～169cmの場合	170cm以上の場合	140cm～169cmの場合	170cm以上の場合	
肺 活 量	男	3,000CC 以上		2,800CC 以上		
	女	2,400CC 以上		2,200CC 以上		
関 節 運 動	男女共通	異常を認めないもの。		軽度の異常があっても勤務に支障を認めないもの。		
視 力	男女共通	両眼ともに裸眼視力0.6以上のもの。		両眼ともに矯正視力0.6以上のもの。		
色 覚	男女共通	異常を認めないもの。		異常があっても職務により勤務に支障を認めないもの。		
聴 力	聴力計	1,000Hz、2,000Hzにおいて、それぞれ一側が30dB以下、他方が50dB以下で聞きとることのできるもの。		A合格基準以下で勤務に支障を認めないもの。		
	秒時計	両耳とも1m以上の距離で聞きとることのできるもの。				
疾 患	男女共通	疾患を認めないもの。		属表に掲げる不合格疾患を有しないもの。		

備考：A合格はすべての職務に適し、B合格は職務に考慮を要する基準である。

付 表

## 不 合 格 疾 患

区 分	不 合 格 疾 患
1 共 通 事 項	(1) 感染のおそれがある疾患、その他集団生活に支障があると認められる疾患を有するもの。 (2) 腫瘍で悪性と認められるもの。 (3) 治癒していない外傷及び外科手術創で勤務に支障があるもの。 (4) 第2項以下に記載する疾患のほか勤務に支障があると認められるもの。
2 顔面、頭部及び頸部	(1) 頭蓋骨の陥没又は欠損 (2) 脳水腫、小頭 (3) 血管腫、癍痕、その他の原因による著しい変形（勤務に支障がないものを除く。） (4) 頸部リンパ節腫、ただし、大きくて悪性と認められるもの。 (5) 中等度以上の大きさ又は中毒症状を伴う甲状腺切除の既往歴 (6) 斜頸（勤務に支障がないものを除く。）
3 眼	(1) 眼瞼の奇形、変形で眼球を保護するのに不十分なもの

	<p>又は著しい変形を呈すもの（勤務に支障がないものを除く。）。</p> <p>(2) 兎眼、目瞼の下垂、外反、内反及び高度のけいれん</p> <p>(3) 睫毛乱生で刺激症状があるもの。</p> <p>(4) 眼瞼の慢性炎症又は強度の急逝炎症</p> <p>(5) 急性及び慢性涙のう炎、涙のうろう及び流涙症</p> <p>(6) トラコーマ（擬似症を含まず。）</p> <p>(7) 急性及び慢性結膜炎（勤務に支障がないものを除く。）</p> <p>(8) 翼状片で視力を傷害するおそれがあるもの。</p>
4 耳	<p>(1) 耳介の欠損又は著しい変形を呈すもの（勤務に支障がないものを除く。）。</p> <p>(2) 外耳の炎症（軽度で勤務に支障がないものを除く。）</p> <p>(3) 鼓膜穿孔及び耳管狭窄（聴力に障害がなく、勤務に支障がないものを除く。）</p> <p>(4) 中耳（乳様突起を含む。）の炎症</p> <p>(5) メニエール病その他反復発生する耳鳴、難聴、眩暈発作の既往歴で内耳疾患の疑いがあるもの。</p>
5 鼻腔、副鼻腔及び咽喉	<p>(1) 慢性の鼻閉塞又は口呼吸を生ずる疾患</p> <p>(2) 副鼻腔炎及び臭鼻症（軽度で勤務に支障がないものを除く。）</p> <p>(3) 鼻咽喉及び咽頭の奇形、変形及び疾病で、呼吸、えん下及び言語を傷害するもの（勤務に障害がないものを除く。）。</p> <p>(4) 強度の吃音、言語が著しく不明瞭なもの及び無声症</p>
6 口腔及び歯牙	<p>(1) 著しい不正咬合あるいは歯牙欠損等により、そしゃく及び言語に障害があるもの（通常を食物をそしゃくできないもの、そしゃく力50%以下のもの。）。</p> <p>(2) 歯牙及びその支持組織の慢性疾患（歯周疾患あるいはう蝕で充填又は根管治療を要する多数歯を有するもの。）</p> <p>(3) 歯数不足又は要抜歯数が多く、金属架橋義歯、有床義歯等の調整を要するもの。</p> <p>(4) 口腔周辺の軟部組織及び顎の奇形、変形及び疾病で機能を傷害するか又は容易に治癒し難いもの。</p>
7 肺及び胸部	<p>(1) 胸郭の奇形及び変形（勤務に支障がないものを除く。）</p>

	<p>(2) すべての肺結核（石灰化巣で治癒した結核と認められ、しかも勤務により悪化するおそれがないと認められるものを除く。）</p> <p>(3) すべての肺手術の既往歴（勤務に支障がないものを除く。）</p> <p>(4) 胸膜炎、慢性気管支炎及び気管支拡張症</p> <p>(5) 気管支喘息及びその既往歴</p> <p>(6) 胸部エックス線間接撮影所見で肺野に異常を認めるもの（完全な石灰化巣及び軽度の胸膜癒着を認めるものを除く。）。</p> <p>(7) その他胸壁又は胸部内臓の疾患を有し、勤務に支障があるもの。</p>
8 心臓及び血管系	<p>(1) 心臓の著明な肥大又は拡張</p> <p>(2) 心不全を呈するすべての疾患及びその既往歴</p> <p>(3) 病的な脈拍（不整脈、徐脈及び頻脈）</p> <p>(4) 動脈瘤及び静脈瘤（軽度の静脈瘤を除く。）</p> <p>(5) 血圧に異常があるもの。</p> <p>(6) 心臓神経症の既往歴</p> <p>(7) その他の慢性の心臓疾患を有し、勤務に支障があるもの。</p>
9 腹部内臓及び腹壁	<p>(1) 機能障害を伴う創傷、瘢痕及び腹壁ろう孔</p> <p>(2) 腹膜疾患の疑いがあるもの。</p> <p>(3) 慢性胃腸疾患、肝臓、胆のう、胆道、すい臓及び脾臓疾患の疑いがあるもの及び開腹手術の既往歴のあるもので勤務に支障があるもの（腸管癒着症状を残さない虫垂切除を除く。）。</p> <p>(4) 腹壁ヘルニア</p>
10 泌尿生殖器及び会陰部	<p>(1) 腎、腎盂、尿管、膀胱及び尿道の疾患並びにその疑いのあるもの。</p> <p>(2) 腎を摘出したもの。</p> <p>(3) 精巣、精索又は前立腺の疾患及びその疑いがあるもの（一側の腹腔内停留精巣を除く。）。</p> <p>(4) 精巣両側を摘出したもの。</p> <p>(5) 陰のう水腫及び精系水腫（小さくて勤務に支障がないものを除く。）</p> <p>(6) そけい及び大腿ヘルニア</p>

	(7) 淋菌感染症及び梅毒並びにその疑いがあるもの。
11 骨及び運動器	(1) 四肢の運動機能障害で勤務に支障があるもの。 (2) 指趾の欠損又は癒着で勤務に支障があるもの。 (3) 骨、骨膜及び関節疾患並びにその後遺症で勤務に支障があるもの。 (4) 習慣性関節脱臼 (5) 脊柱の強度の彎曲 (6) 脊椎の骨折、脱臼等脊椎疾患の疑いがあるもの及びその後遺症で勤務に支障があるもの。
12 皮膚及び全身	(1) 難治の慢性又はアレルギー性皮膚疾患等、勤務に支障があるすべての皮膚の障害 (2) ケロイド、瘢痕、あざ等で著しい変形を呈するもの(勤務に支障がないものを除く。) (3) 強度の腋臭 (4) リンパ節の肥大で全身的なもの又は悪性のもの。 (5) 慢性浮腫 (6) 血液疾患、内分泌疾患又は代謝障害の疑いがあるもの。 (7) 過度の肥満で勤務に支障があるもの。
13 神経系及び精神病	(1) 病的人格、知的障害、てんかん又は精神病あるいは既往歴、神経系の既往歴及びこれらの疾患の遺伝的素因が著しいと認められるもの。 (2) アルコール依存症若しくは薬物依存症の疑い又は既往歴 (3) 脳脊髄疾患の疑いがあるもの又は既往歴 (4) 神経痛その他末梢神経障害の症状を呈し勤務に支障があるもの。
14 婦人科疾患	(1) 乳房又は性器の悪性腫瘍又はその手術の既往歴 (2) 妊娠中のもの及びその他婦人科系疾患で勤務に支障があるもの。